

令和7年1月14日

初任運転者に対する安全運転の実技指導の公表について

対馬交通株式会社

本件は、一部改正令和5年10月10日「旅客自動車運送事業輸送規則第47条の7第1項の規定に基づき、旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」(国土交通省告示第1089号)により、一般貸切旅客自動車運送事業者が報告すべき事項について、基づき公表するものです。

指導の具体内容 乗務員 Y (令和6年12月9日入社)

令和6年12月17日/実技時間3:25/指導者 A、B/大型/営業所～厳原・豊玉町周辺

令和6年12月20日/実技時間3:50/指導者 A、B/大型/営業所～峰町周辺

令和6年12月21日/実技時間1:40/指導者 B/大型/営業所～美津島町周辺

令和6年12月25日/実技時間1:35/指導者 A/大型/営業所～厳原・美津島町周辺

令和6年12月27日/実技時間4:45/指導者 A/大型/営業所～厳原・美津島町周辺

令和6年12月30日/実技時間4:15/指導者 A/大・小型/営業所～厳原・峰町周辺

令和7年1月11日/実技時間2:05/指導者 A、B/大型/営業所～厳原町周辺